

お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

この書面の表記について	「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 ☎ 0120-037-560 ☎ 0120-001-262 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。
募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ	●本商品の引受保険会社はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の募集代理店であり、ご契約の主体は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社となります。 ●本商品は預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。 ●保険契約にご契約いただくか否かが、株式会社みずほ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては本商品をお申込みいただけない場合があります。 ●借入金を保険料に充当した場合、解約払戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申込みいただくことはできません。

■ 公的保険制度について

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

くわしくは
こちら



〔募集代理店〕

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00～17:00

※12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日はご利用いただけません。

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

www.nw-life.co.jp



NW-02-26005-80 (26.04)
MZ1M025-2607 (ISB)



2026 年 7 月版

ニッセイ・ウェルス生命の個人年金保険

みらいの気持ち

指定通貨建個人年金保険



契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット （契約概要／注意喚起情報）

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

- 商品パンフレット：1 ページ～ ■ 契約概要：5 ページ～ ■ 注意喚起情報：15 ページ～
- WEB 版ご契約のしおり・約款：巻末



この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。

詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

●この書面とあわせて、「試算設計書」を必ずご覧ください。

〔募集代理店〕



みずほ銀行

〔引受保険会社〕



ニッセイ・ウェルス生命

商品のしくみ

指定通貨



【契約年齢】 0 歳 ～ 90 歳

この保険のリスクと費用について

- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる費用は、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用、解約時にご負担いただく費用（解約控除）の合計額です。

くわしくは **注意喚起情報** をご覧ください。

Point
1

一時払保険料以上の死亡保障

ご契約時から、指定通貨建で一時払保険料以上の死亡給付金額が最低保証されます。

Point
2

受け取れる金額が確定

ご契約時に、指定通貨建します。

年金原資の額が確定

の年金原資の額が確定

Point
3

一時金でも受け取れる

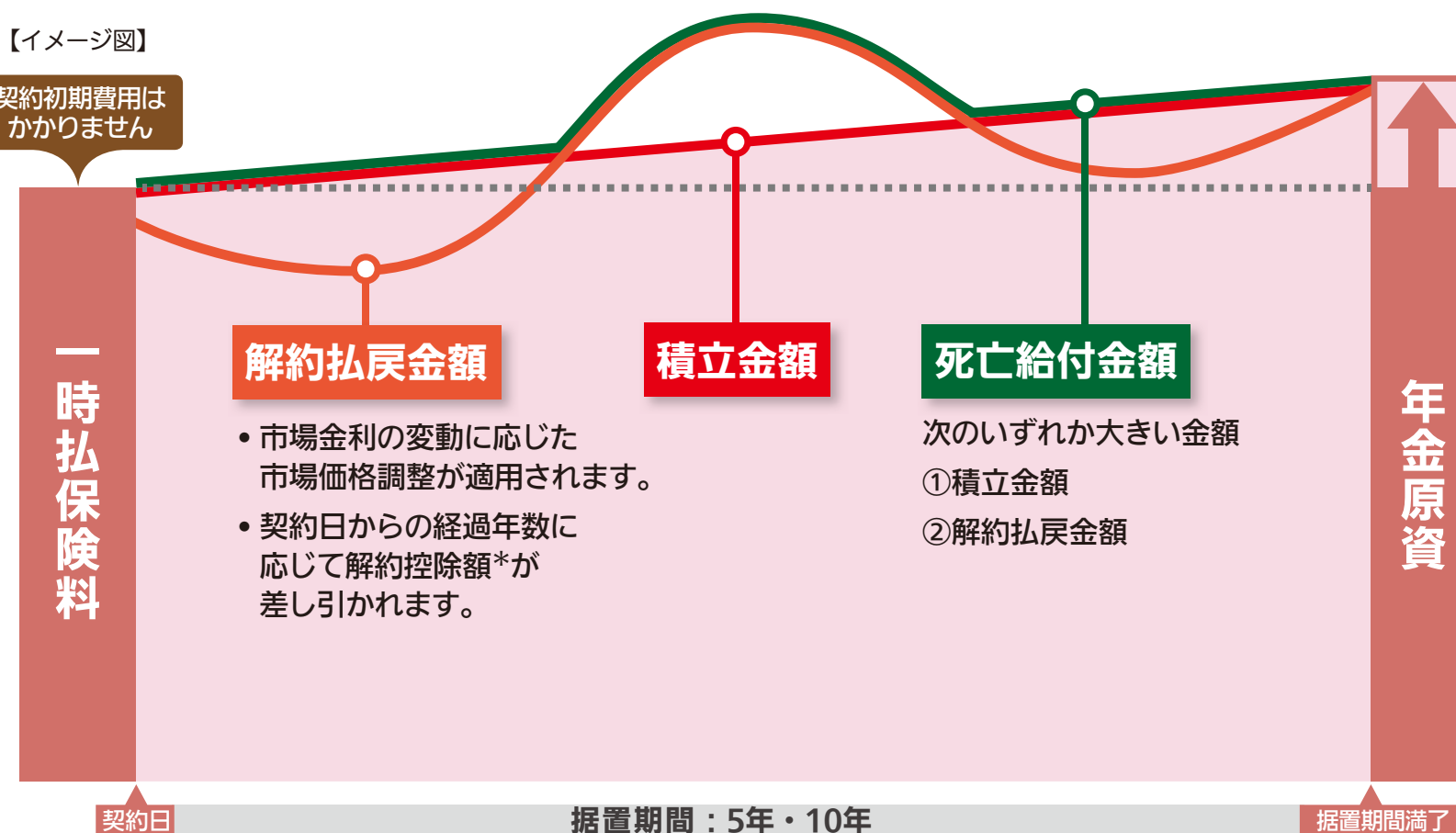
据置期間満了時の受取方法は、一時金受取も選択できます。

積立利率の上乗せについて

指定通貨が円で、一時払保険料が3,000万円以上のご契約の場合、積立利率が上乗せされます。

【イメージ図】

契約初期費用は
かかりません



解約払戻金額

- 市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されます。
- 契約日からの経過年数に応じて解約控除額*が差し引かれます。

積立金額

死亡給付金額

次のいずれか大きい金額

- ①積立金額
- ②解約払戻金額

年金原資

年金

または

一時金

でお受け取りいただけます。

年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金

10年確定年金

一時金

外貨建の場合も、 円で受け取れます

円で受け取る際の、**為替手数料は無料**です。

※お受け取りの際の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）



据置期間中（繰延べ期間中も含む）の解約払戻金を円で受け取る場合は、所定の為替手数料が必要となります。



年金の受取開始時期を1年単位で繰り延べることができます。

お取扱いについてくわしくは **契約概要** をご覧ください。

「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

ご契約時に付加できます。契約後はお客さまからのお申し出により中途付加・変更が可能です。特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

特約名称	特約概要	契約に関する 手続きの代理	保険金等の 請求の代理	契約内容照会
保険契約者 代理特約	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、 契約者にかわり、保険契約者代理人 が所定の手続きを行うことができます。 ※年金受取開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。	○	○ 契約者と受取人が同一人の場合	
	⊕ ご家族登録制度 契約者は保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。			○
指定代理 請求特約	被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、 被保険者にかわり、指定代理請求人 が年金の代理請求を行うことができます。		○	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに役立ちます！



契約者のためにまとめた
お金が必要だけど
認知症で解約の手続きが
できない…

どんな内容の保険に
入っていたんだっけ…



保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が
手続可能です。
保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。
*財産の帰属先はあくまでも契約者本人です。なお、
保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には
制限があります。

保険契約者代理特約には
「ご家族登録制度」が
付帯されます。

**「ご家族登録
制度利用規程」**
はこちら



■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✕ 対象外となるお手続き
☐ 保険証券再発行 ☐ 住所変更 ☐ 減額・解約 ☐ 死亡給付金の請求 （死亡給付金受取人が契約者と同一人の場合） 等	☐ 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更 ☐ 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更 ☐ 指定代理請求人が代理することができる手続き 等
※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります （例：解約等の出金を伴うお手続き）。	

- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。
その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに役立ちます！



被保険者が入院中で
意識がないため
年金を請求できない…



指定代理請求特約を活用すると…

あらかじめ指定された指定代理請求人が
請求可能です。
ただし、年金は指定代理請求人の口座では
お受け取りできません。

■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
A	A		指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
A	B		指定代理請求人	
A	B	A	保険契約者代理人	

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただきます。

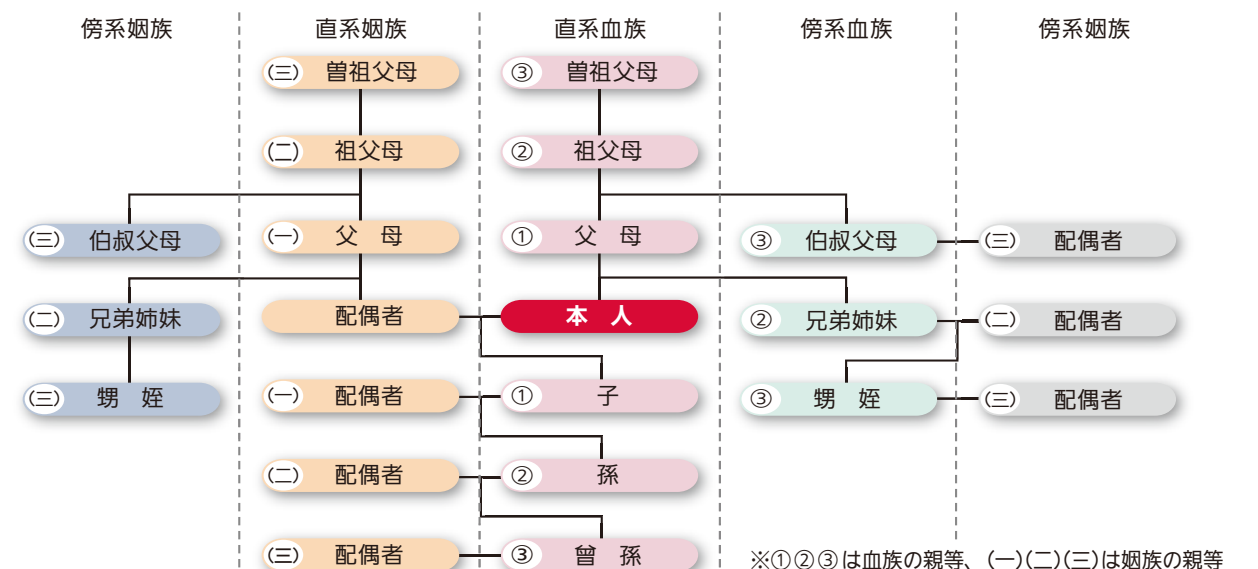
死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とするをおすすめします。

保険契約者代理人 契約者と次の関係にある人 **指定代理請求人** 被保険者と次の関係にある人

- ①戸籍上の配偶者 ②直系血族 ③兄弟姉妹 ④同居または生計を一にしている3親等内の親族
上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人
⑤同居または生計を一にしている人 ⑥財産管理を行っている人
⑦死亡給付金受取人・継続年金受取人 ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金受取開始している場合は、
「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。
※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3 親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、**一時払保険料以上の死亡保障がある定額年金保険**です。

指定通貨（契約時に選択）	正式名称
 円  米ドル  豪ドル	指定通貨建個人年金保険

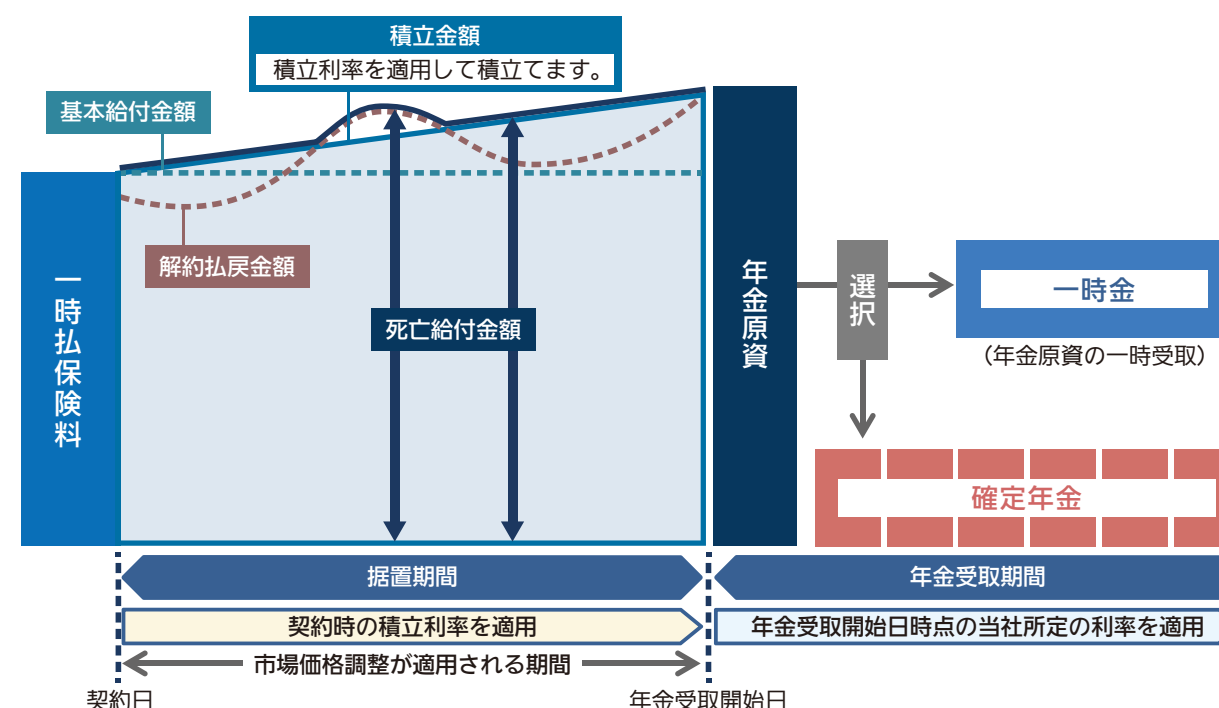
1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：[円建] 0120-037-560 [米ドル建・豪ドル建] 0120-001-262
(カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、据置期間中、当社所定の方法で計算された積立利率により、ご契約時に選択された指定通貨建で運用されます。据置期間中の積立金額は、経過年月数に応じて増加します。
- 年金原資は、ご契約時点において指定通貨建で確定します。
- 被保険者が所定の年齢に達したときから、毎年一定額の年金をお支払いします。
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合にお支払いする死亡給付金は、積立金額が指定通貨建で最低保証されます。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。さらに、解約の時期によっては、解約控除額が差し引かれます。

【しくみ図】



※しくみ図は、イメージをあらわしたものです。

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- 指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、**為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは  **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 積立利率について

- 積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます。**契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。**

※契約日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受け取った日を指します。

- 契約時に適用された積立利率は、据置期間中を通じて一定です。なお、年金受取開始日以後は、年金受取開始時点の当社の定める率が適用されます。

- 積立利率とは、積立金に適用される利率をいい、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□積立利率の計算方法



用語について

基準金利	据置期間、ご契約時の年齢に基づき定まる当社所定の期間を残存期間とする指定通貨に応じて当社が指定する利回り*1の平均値	
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（指定通貨に応じた範囲内*2で設定）	
保険契約関係費率	新契約費率	ご契約の締結に必要な費用
	維持費率	ご契約の維持に必要な費用
	死亡保障費率	死亡給付金のお支払いに必要な費用

*1 当社が指定する利回りは、Bloomberg社から提供される次の利回りとなります。

指定通貨	利回り
円	当社所定の円ヘッジ後A格相当米国社債利回り 米国社債A格BVAL イールドカーブの利回り+円金利スワップレート (TONA) (固定受け) —米ドル金利スワップレート (SOFR) (固定受け)+米ドル円の通貨ベーススワップスプレッド
米ドル	当社所定のA格相当米国社債利回り 米国社債A格BVAL イールドカーブの利回り
豪ドル	オーストラリア国債の複利利回り

※米国社債A格BVAL イールドカーブの利回りは、Bloomberg社によるA格相当の格付が付与された米国社債の利回りの水準を表すものとして用いられる指標の利回りです。

※通貨ベーススワップスプレッドとは、異なる通貨間で金利を交換する取引について市場で観測される金利差をいいます。

*2 円・米ドルの場合：－1.5%～＋1.0%、豪ドルの場合：－0.5%～＋1.5%

指定通貨が円、米ドルの場合の基準金利の推移は、25ページをご覧ください。

- 据置期間中の積立金額は、積立金（一時払保険料相当額）に対して、ご契約時に適用される積立利率によって計算されます。したがって、積立利率と一時払保険料に対する実質的な利回りは等しくなります。

- 指定通貨が円で、一時払保険料が3,000万円以上のご契約の場合、積立利率が上乘せされます。

※積立利率の上乗せの判定はご契約ごとに行い、他のご契約との通算は行いません。

6 ご契約のお取扱いについて

据置期間／ 契約年齢 (被保険者の満年齢)		据置期間		契約年齢			
		5 年		0 歳～ 90 歳			
		10 年		0 歳～ 85 歳			
一時払保険料／年金額		一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。					
指定通貨		 円		 米ドル		 豪ドル	
①一時払保険料 (基本給付金額) 〈保険料単位〉	最低	200 万円 〈1 万円〉	20,000 米ドル 〈100 米ドル〉		20,000 豪ドル 〈100 豪ドル〉		
			円入金時 (保険料円入金特約付加) : 200 万円〈1 万円〉				
	最高	10 億円* ■既契約がある場合の上限額 (円換算額*) について 同一被保険者において、今回お申込みの基本給付金額と当社が定める他の保険契約の基本給付金額等を通算して、10 億円を超えることはできません。 *円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。					
②最低年金額		10 万円		円での受取 : 1,000 米ドル／豪ドル 外貨での受取 : 6,000 米ドル／豪ドル			
保険料払込方法		一時払のみ (指定金融機関口座への送金)					
契約者		被保険者の 3 親等以内のご親族					
死亡給付金受取人		被保険者の 3 親等以内のご親族 ※ 1% 単位で合計が 100% となるよう複数名ご指定いただけます。					
年金受取人		契約者または被保険者					
継続年金受取人		• 年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受け取りいただけます。 • 継続年金受取人は、年金受取人の 3 親等以内のご親族から 1 名のみお選びいただけます。					
その他取扱について		次のお取扱いはありません。 • 指定通貨・据置期間の変更 • 基本給付金額の増額 • 契約者貸付					

※ 市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間がある場合やご加入いただけない場合があります。

※ 具体的なご契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 年金のお取扱いについて

■年金受取開始時に一時金、または年金受取開始日以後に所定の年金としてお受け取りいただけます。

確定年金	年金受取期間：10年
一時金 (年金原資の一時受取)	年金受取にかえて、年金原資を一時受取することができます。

■年金受取開始時に、所定の範囲内で、次の変更や選択ができます。

- 年金種類や年金受取期間の変更
- 1年間の年金受取回数の選択

※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。

※当社所定の範囲内でのお取扱いとなり、将来変更されることがあります。

■年金額は、年金受取開始日の積立金額を年金原資として、年金受取開始日における当社の定める率により算出されます。そのため、**年金額は年金受取開始日まで確定しません。**

9 保障内容（死亡給付金のお支払い）について

給付金の種類	死亡給付金
お支払いする事由	被保険者が年金受取開始日前に亡くなられたとき
お支払いする金額	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額 ①積立金額 ②解約払戻金相当額
お支払いできない 場合の例	•ご契約者や死亡給付金受取人の故意 •重大事由によるご契約の解除 等

10 特約について

申込時 **加入中** は、特約付加のお申出が可能な時期を表しています。

保険料円入金特約

申込時

米ドル 豪ドル

外貨建の保険料を円で払い込むことができます。

円支払特約Ⅱ

加入中 請求時

米ドル 豪ドル

外貨建の解約払戻金・死亡給付金等を円で受け取ることができます。

年金円支払特約

申込時 加入中 請求時 受取期間中

米ドル 豪ドル

- 毎回の外貨建の年金や年金原資を円で受け取ることができます。
- この特約の付加による円での受け取り後は、外貨での年金受取はできません。

新為替ターゲット特約

加入中 請求時 受取期間中

米ドル 豪ドル

- 年金円支払特約と併せて付加することにより、年金受取日（為替判定日）の為替レートが、あらかじめ設定された為替レート（為替ターゲットレート）と同一または円安となった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は外国通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、50円～200円（1円単位）で設定でき、設定後に変更することもできます。
- 外国通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
- 外国通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または外国通貨で引き出すことができます。

※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、外国通貨による据置年金および利息の全額の受け取りとなります（年金受取人からお申出があった場合は、円による受け取りに変更することができます）。

目標額到達時円建終身保険移行特約

加入中 請求時

米ドル 豪ドル

- 年金受取開始日の繰延べと併せて、年金受取開始日の前日までに付加することができます。
- 繰延べ期間中、毎営業日において、目標額への到達状況を判定します。外貨建の解約払戻金の円換算額が、ご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、円建終身保険へ自動的に移行することができます。
- 目標額は、一時払保険料の円換算額*に、105%～200%の範囲内（1%単位）でご契約者が指定した割合を乗じた金額となります。
*保険料円入金特約を付加した場合、円で払い込まれた金額となります。
- 被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられた場合、特約死亡保険金が支払われます。また、所定の不慮の事故や感染症を直接の原因として亡くなられた場合には、特約災害死亡保険金が併せて支払われます。

次のページに続きます

保険契約者代理特約

申込時

加入中

保険期間中

円

米ドル

豪ドル

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。
ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

申込時

加入中

保険期間中

円

米ドル

豪ドル

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

特約名	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約 米ドル 豪ドル	一時払保険料 (相当額)	一時払保険料(相当額)の受領日	TTM + 50 銭
円支払特約Ⅱ 米ドル 豪ドル	・解約払戻金 ・死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50 銭
年金円支払特約 米ドル 豪ドル	・年金 ・年金原資の 一時受取	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
目標額到達時 円建終身保険移行特約 米ドル 豪ドル	解約払戻金	移行日	TTM - 50 銭
	一時払保険料* (目標額設定)	契約日	TTM + 50 銭

※保険料円入金特約を付加した場合、円で払い込まれた金額となります。

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
なお、1日のうちにTTM(対顧客電信仲値)の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。
なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2026年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは [👉 ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

11 解約等について

■据置期間中に、ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。

■解約払戻金は、解約計算基準日*の積立金に市場価格調整が適用されます。そのため、市場金利の変動によりその金額は増減します。また、契約日から解約計算基準日までの経過年数に応じた解約控除額を差し引いて計算するため、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

*完備された解約請求書類が当社に到着した日となります。

■解約払戻金額は、解約計算基準日において次のとおり計算します。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{基本給付金額} \times \text{解約控除率}$$

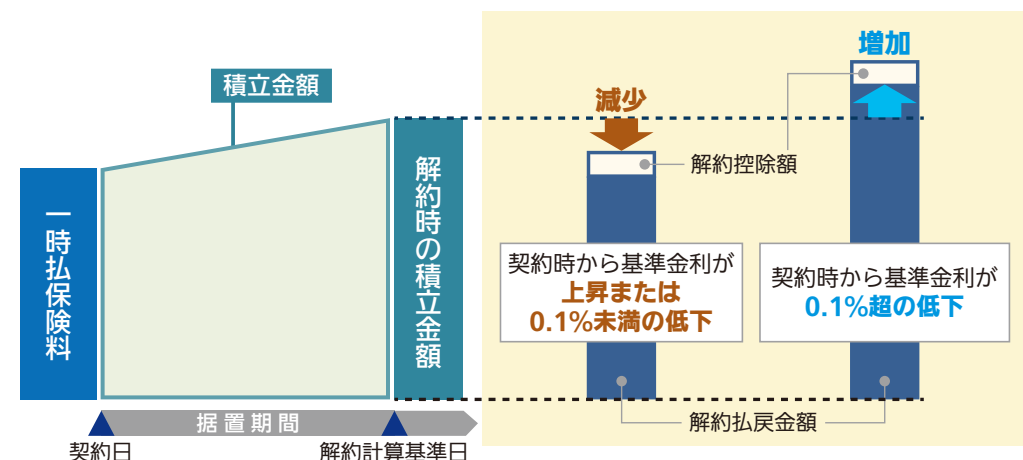
市場価格調整について

■市場価格調整とは、解約払戻金の受取の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

■解約払戻金額の計算にあたっては「基準金利」を用います(「積立利率」ではありません)。解約時の基準金利が、契約時の基準金利より上昇または0.1%未満の低下の場合、積立金に市場価格調整率を適用して計算される金額は解約時点の積立金額より減少します。逆に、0.1%超低下した場合には、その金額は増加します。

基準金利について、くわしくは [👉 契約概要](#) [5 積立利率について](#) をご覧ください。

○解約した場合のイメージ



次のページに続きます

○市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{契約日の基準金利}}{1 + \text{解約計算基準日の基準金利} + 0.1\% * 1} \right]^{\text{所定の月数} * 2 / 12}$$

※1 解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています。

※2 解約計算基準日から据置期間満了までの月数などをもとに計算します。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について

この所定の係数により、「解約計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数に応じて一定率が控除されます。

例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%

※年金受取開始年齢：70歳、据置期間：10年、指定通貨：米ドルで計算しています。

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

○解約控除額の計算に用いる解約控除率は、契約日からの経過年数に応じて設定されます。

解約控除率については、 **注意喚起情報** 冒頭の **お客さまにご負担いただく費用があります。** をご覧ください。

減額について

■基本給付金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で積立金額についても減額されます。減額後の基本給付金額が下記の金額以上での取扱いとなります。

指定通貨	 円	 米ドル	 豪ドル
最低基本給付金額	100万円	20,000米ドル	20,000豪ドル

※減額のお取扱いは将来変更される可能性があります。

12 年金受取開始日の繰延べ

■年金受取開始日前日に、年金受取開始日を繰り延べるすることができます。

■繰延べ期間は1年とし、繰延べ以後は、あらかじめご契約者からの反対の申出がない限り、年金受取開始日を1年単位で自動的に繰り延べます。

※繰延べ後の年金受取開始日における被保険者の年齢が95歳を限度とします。

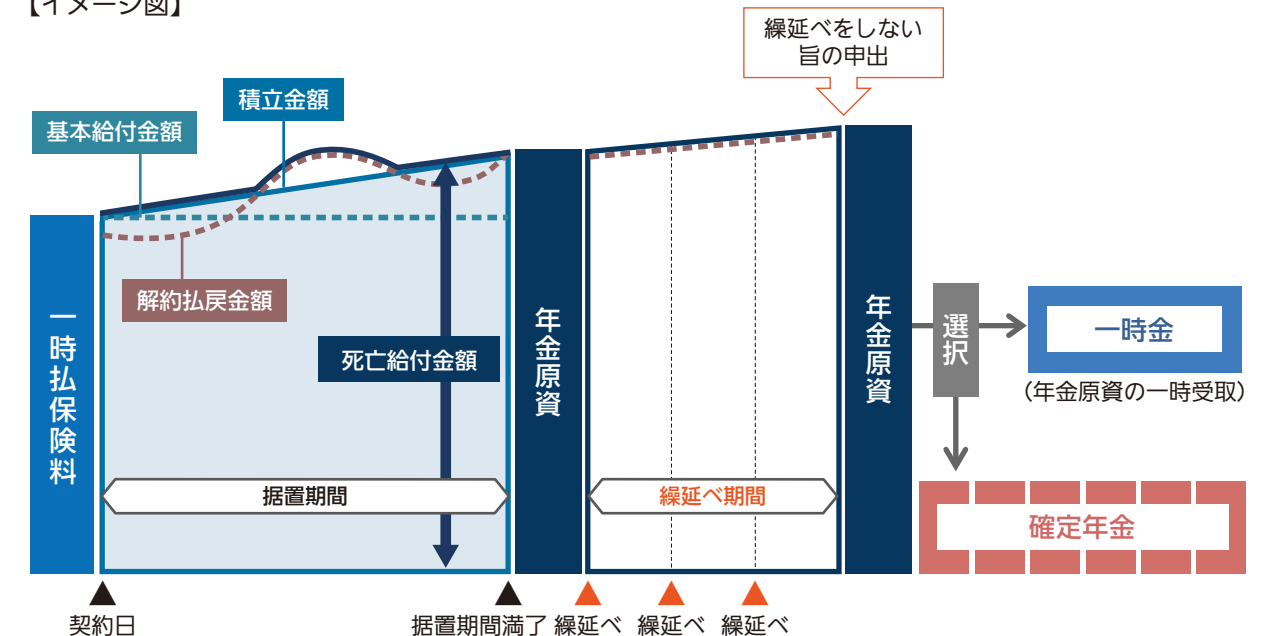
■繰延べ期間中は、年金原資を積立金額として、当社所定の利率で積み立てます。

■繰延べ後においては、次のように取扱います。

- 死亡給付金額：被保険者が死亡した日における積立金相当額
- 解約払戻金額：解約計算基準日における積立金額

■指定通貨が外貨で、繰延べされる場合には、「目標額到達時円建終身保険移行特約」を付加することができます。

【イメージ図】



注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する
事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので
ご確認ください。

！ お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。
また、指定通貨が外国通貨の場合、外国通貨のお取扱いに必要となる費用があります。

【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

【保険期間中の費用】

- **年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。**年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用、死亡保障に必要な費用を差し引いています。
- 目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。

【外国通貨のお取扱いに必要なとなる費用】

- 特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

指定通貨	適用為替レート	
  米ドル 豪ドル	保険料を円貨で払い込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50 銭
	死亡給付金等を円貨で受け取る場合 【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50 銭
	目標額到達後、円建終身保険に移行する場合 【目標額到達時円建終身保険移行特約】	

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
※上記の為替レートは2026年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

■ 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【解約時にご負担いただく費用（解約控除）】

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長10年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除額を積立金額から差し引きます。解約控除額は基本給付金額（一時払保険料相当額）*に次の解約控除率を乗じた金額となります。

*減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

＜解約控除率＞

・指定通貨が円の場合

据置期間	契約日からの経過年数					
	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
5年	0.90%	0.72%	0.54%	0.36%	0.18%	—
10年	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.75%
据置期間	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年	
10年	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%	—	

・指定通貨が米ドル・豪ドルの場合

据置期間	契約日からの経過年数					
	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
5年	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%	—
10年	4.50%	4.05%	3.60%	3.15%	2.70%	2.25%
据置期間	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年	
10年	1.80%	1.35%	0.90%	0.45%	—	

次のページに続きます

解約時の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用**されることから、**その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

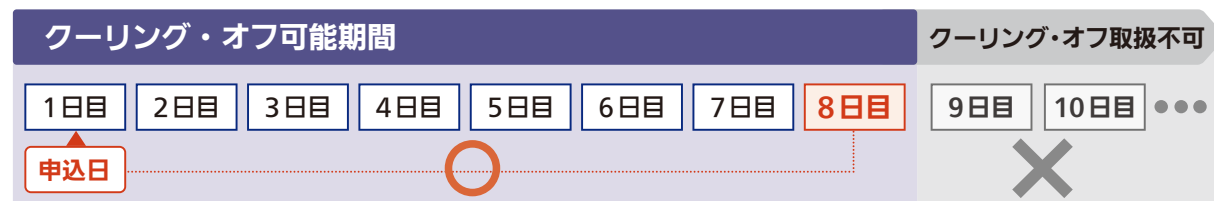
為替リスク

指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。
為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認いただき、据置期間中にご使用を予定されていない資金（余裕資金）にてご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

- 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。
- 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。
- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお申込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。
- 外貨建のご契約の場合、保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）に伴い、お返しする通貨が異なります（保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります）。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨*1	円貨*3
付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- *1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。
- *2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- *3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損（益）

- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**

- ①申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ②債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③既契約の内容変更である場合

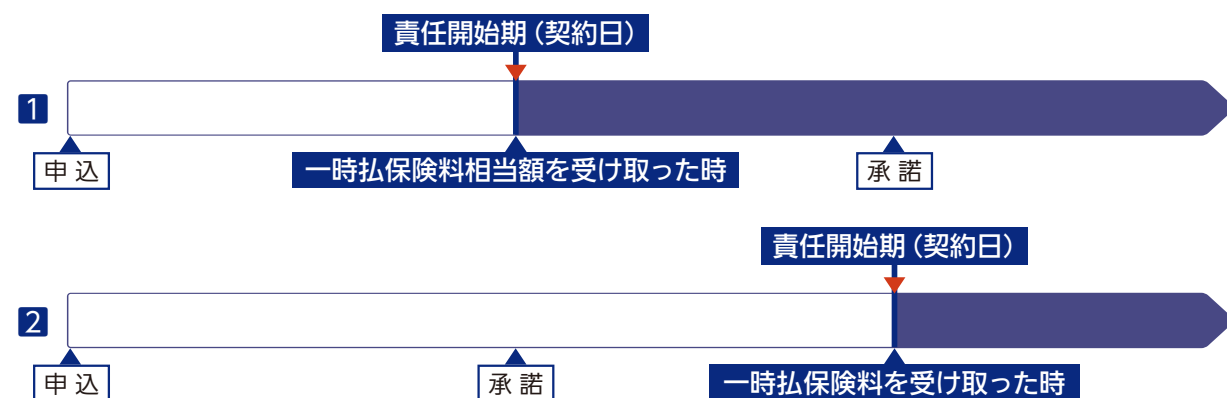
- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 お申込み時にご報告いただく事項（告知）について

- ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。
- 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。
※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取り扱いとなります。

3 保障を開始する時期について[責任の開始]

- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は一時払保険料（相当額）を受け取った時からご契約上の責任を負います。



- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となったとき
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。
- 指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

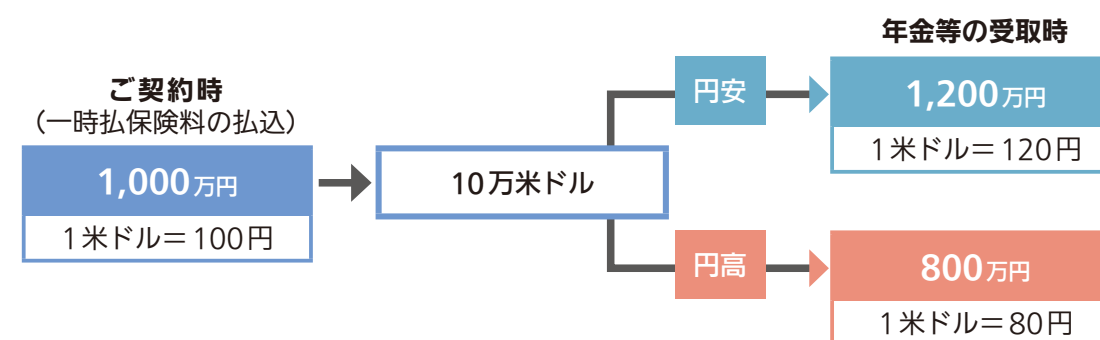
保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 為替リスクについて

米ドル 豪ドル

- 指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

〈為替リスクの例（米ドル建の場合）〉



- 年金等の受取時の為替相場により円換算した年金等の受取額が、ご契約時の為替相場により円換算した年金等の受取額を下回ることがあります。
- 為替相場の変動により年金等の総受取額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料を下回ることがあります。

7 元本割れが生じる場合について

据置期間中に解約した場合、元本割れが生じ不利益となることがあります。

解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は減少することがあります。また、市場価格調整を適用した金額から、契約日から解約計算基準日までの経過年数に応じた解約控除額を差し引いて計算します。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは  **契約概要** **11** **解約等について** をご覧ください。

8 保険契約の保護について
[生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構	TEL 03-3286-2820
	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

9 預金ではなく生命保険であることについて
[預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10 新たな保険契約への乗り換えについて
[現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 税金のお取扱いについて

- 税務のお取扱いは2026年4月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

＜ご契約時＞

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。
※個人年金保険料控除の対象ではありません。

＜年金支払開始日前＞

解約払戻金（解約差益）に対する課税

年金種類	契約後5年以内	契約後5年超
確定年金	源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税

死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

次のページに続きます

＜年金支払開始日以後＞

一時金受取（年金原資の一時支払）に対する課税

契約後5年以内*	契約後5年超
源泉分離課税	所得税（一時所得）＋ 住民税

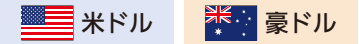
※据置期間が5年で年金支払開始時に一時金受取をした場合が該当します。
※契約者と年金受取人が異なる場合、一時受取額に対し贈与税が課税されます。

年金に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税（雑所得）＋ 住民税	所得税（一時所得）＋ 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。
また、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

＜税務取扱上の換算基準日と適用為替レート＞



この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対 象		換算基準日	適用為替レート*
保 険 料		一時払保険料の受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM（対顧客電信仲値）
年金原資の 一時支払	源泉分離課税の対象となる場合	年金支払開始日	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	年金支払開始日	TTM（対顧客電信仲値）
年 金		年金支払日	TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金	源泉分離課税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）

※当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。
※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払い込みいただいた金額となります。
※特約の付加により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

円 建 0120-037-560 米ドル建／豪ドル建 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報のお取扱いについて

▼ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

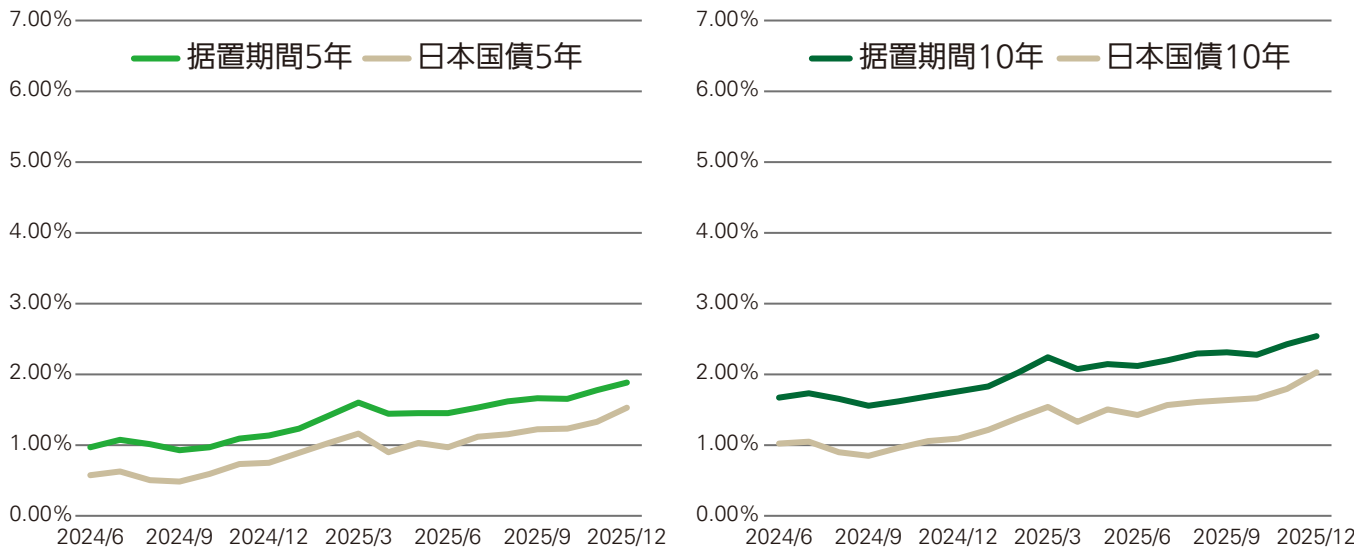
当社はお客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- ① 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

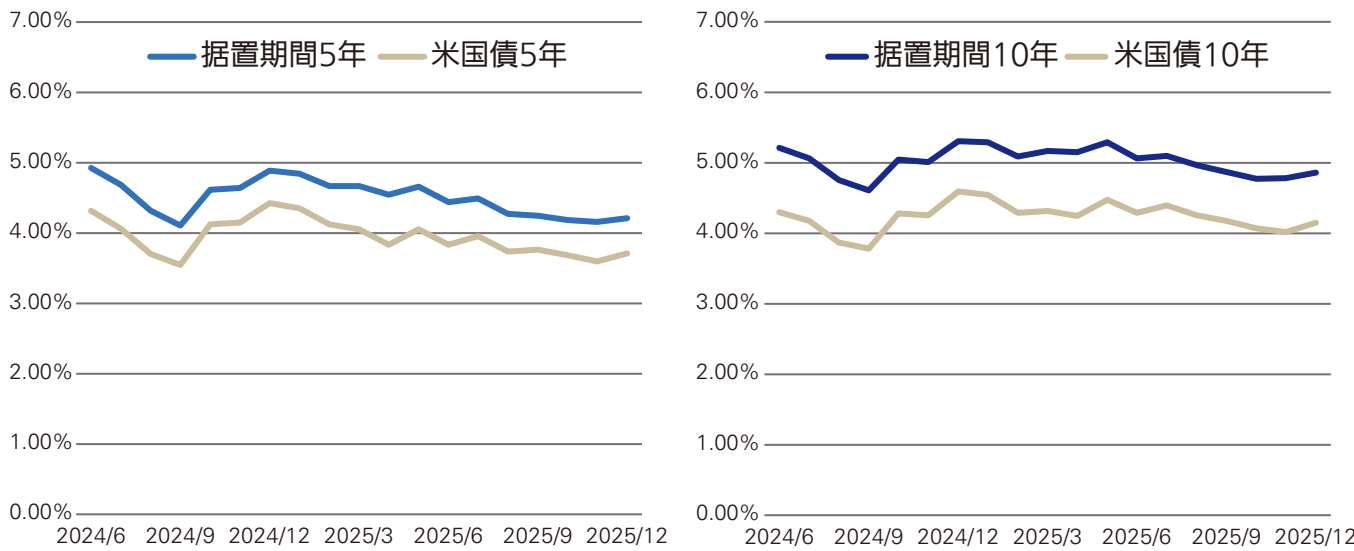
ご参考～過去の基準金利の推移～

次のデータは、過去の基準金利の推移を表しています。また、各国債の利回りは、基準金利との関係性を表す参考値として併記しています。

🇯🇵 指定通貨が円の場合



🇺🇸 指定通貨が米ドルの場合



- ・ Bloomberg データをもとにニッセイ・ウェルス生命が作成
- ・ 月末値を使用
- ・ 基準金利は契約年齢 84 歳以下の場合



ご注意

上記の基準金利は、過去のデータに基づいた数値であり、将来の基準金利を示唆または保証するものではありません。また、将来の基準金利と日本国債利回り・米国債利回りとの相互の関係性を示唆または保証するものではなく、各指定通貨の基準金利と日本国債利回り・米国債利回りとが逆転する可能性もあります。

MEMO

Blank lined area for notes.

ご検討にあたってご確認ください



この商品は、ニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なります。

中途解約は、**元本割れ**する可能性があります。そのため、中途解約を前提とする運用目的のご加入はお控えください。



クーリング・オフ制度の対象です。

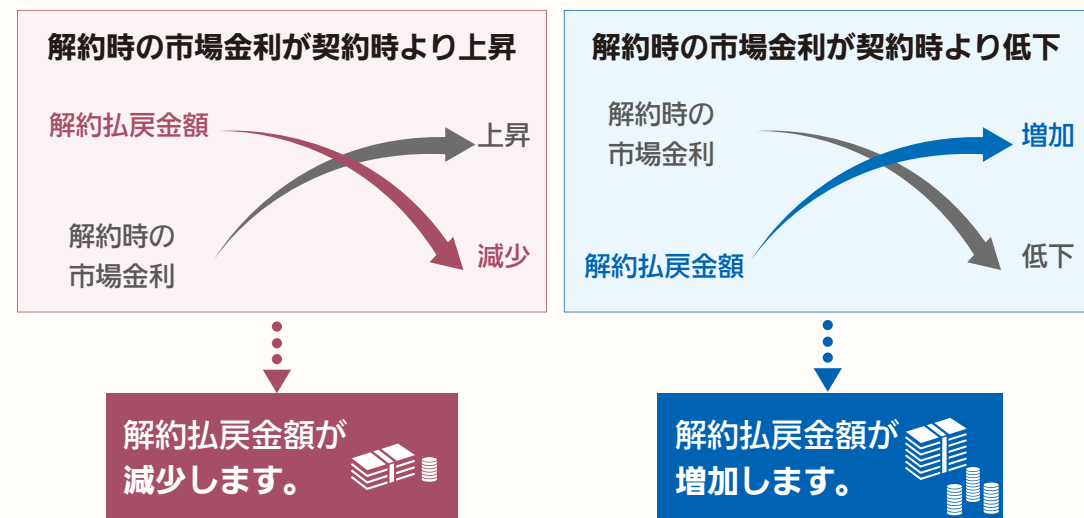
お申込日から起算し、**8日目まで**の期間内であれば、クーリング・オフの対象となります。くわしくは **注意喚起情報** をご覧ください。



金利変動の影響により解約払戻金額は増減します。

この保険は、契約時の市場金利と解約時の市場金利との変動を**解約払戻金額に反映**します（市場価格調整）。

【市場価格調整のイメージ】



？ 市場価格調整を適用するのはどうして？
適用しない場合と比較し、高い金利を享受でき、大きい保障が得られるためです。

市場価格調整のしくみについて
こちらの動画で説明をご覧ください。

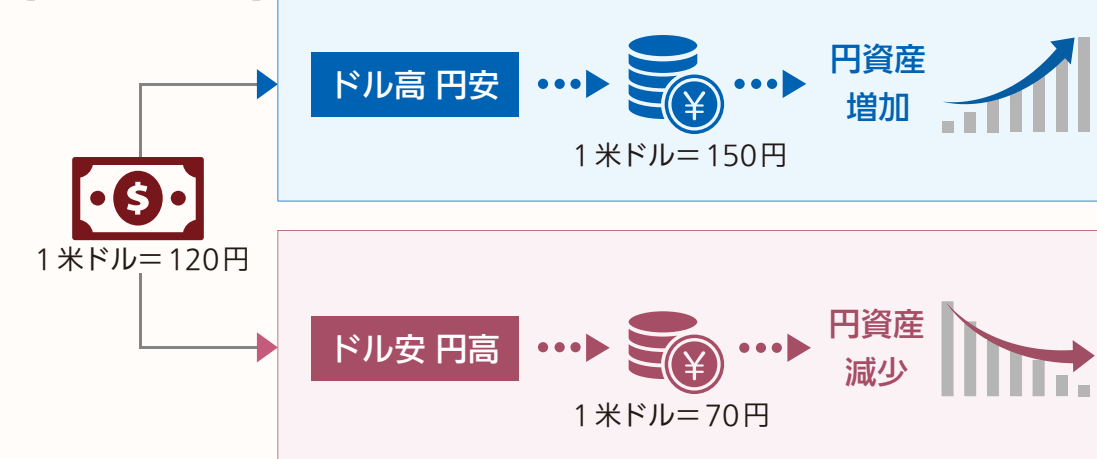


為替変動の影響により元本割れが生じることがあります。

外貨建のご契約で、円にて保険金や給付金、年金などをお受け取りの場合、円の受取総額が**一時払保険料を下回る**ことがあります。

くわしくは **注意喚起情報** をご覧ください。

【為替変動のイメージ】



？ 外貨建保険には、どのようなメリットがあるの？
日本と比較し、アメリカやオーストラリアの高い金利を活かした運用により、効率的に資産をふやすことが期待できます。



お客さまにご負担いただく費用があります。

ご負担いただく費用として、主に、ご契約時やご契約中の費用、外貨の取扱費用などがあります。

具体的な費用について、くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

？ どうして費用を負担する必要があるの？
ご負担いただく費用は、将来にわたる保障の確保や長期にわたりご契約を管理していくための費用等に充てられます。

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員として、
金融機関窓販領域を中心に資産形成・資産承継に資する商品・サービスをご提供しております。

高品質の金融サービスを提供

当社では、主に富裕層、資産形成層のお客さまに向けた商品開発に取り組み、
金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や
保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。
これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に
努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

✉ お客さまへの送付書類のご案内

ご契約中は、次のような書類をお送りいたします。
重要な書類となりますので、お受け取り後は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

	発送時期	書類名	送付先
ご契約 成立時	お申込みから10日目頃 簡易書留	保険証券・生命保険料控除証明書 ▶申込内容と相違していないかご確認ください。	ご契約者 宛
	ご契約成立の翌月以降	マイナンバー（個人番号）申告書 ▶マイナンバーのご登録のため、必要書類を貼付の うえ、ニッセイ・ウェルス生命までご返送ください。 ※すでにご登録済の場合など、送付の対象外となる ことがあります。	
据置 期間中	毎年の契約応当日の翌月末	ご契約状況のお知らせ	
年金受取 開始時	年金受取開始日の3ヵ月前	年金お支払いのご案内	年金 受取人 宛
年金受取 期間中	毎年12月または翌年1月* *12月の受取可能性が あるご契約の場合	年金お支払い状況のお知らせ ※税務の申告時にご活用できます。	

※上記に郵送方法の記載がない場合は、普通郵便での発送となります。
なお、ご契約内容やお申込み手続きの状況により、発送に日数がかかる場合があります。
※書類名や発送時期等は将来変更されることがあります。

💻 WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて閲覧・ダウンロードしていただけるWEB版の
「ご契約のしおり・約款」をご提供しております。

QRコードや URLに 直接 アクセス	www.nw-life.co.jp/shiori/g41/ ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。	
ホームページ から アクセス	1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページ、「商品のご案内」より 「WEB版 ご契約のしおり・約款」をクリック 2 該当する商品をクリックし、契約日に対応する「ご契約のしおり・約款」をご選択	

冊子版をご希望の場合▶ お申込み時、もしくはご契約後にニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターへ
ご請求ください。
※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。